

第3 外国におけるホットライン及び警察機関の調査結果の概要

外国における少年に有害なコンテンツ対策としてのホットラインの現状をヒアリング等により把握し、我が国におけるホットラインの設置に資するため、平成14年6月（米国）と9月（欧州）に現地調査を行った。

1 外国のホットライン及び警察機関

(1) 調査期間及び調査員

- ア 米国（NCMEC）** 平成14年6月25日に実施
国分 明男 (財)インターネット協会副理事長（本研究会委員）
大久保貴世 (財)インターネット協会事務局員
山本 葉子 ワシントン・コア（現地の民間調査企業職員）
以上3名
- イ 欧州（IWF 他）** 平成14年9月2日から9月6日の間に実施
木岡 保雅 警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長
大久保貴世 (財)インターネット協会事務局員
小泉 雄介 (株)NEC 総研調査研究員
庄 司 隆 警察庁生活安全局少年課少年保護対策係長
以上4名

(2) 民間ホットラインの現地調査

ア NCMEC（米国）

- a 訪問日時 平成14年6月25日 14:00～16:00
- b 面会者 ・ ルーベン・D・ロドリゲス・ジュニア氏
（児童搾取班ディレクター）
・ ケリー・バーク氏（児童搾取班シニア・アナリスト）
- c 組織概要
- 設立年月日 ～1998年3月
 - 運営形態 ～NPOだが、連邦機関として扱われている
 - コスト負担 ～財務省
 - 年間予算 ～200～300万ドル（2億4千万円～3億6千万円）
 - 人員 ～20名（児童搾取班14名、連邦政府からの出向6名）
 - 通報件数 ～24,479件（2001年）
- d 活動概要

NCMECは、14人の児童搾取班と6人の連邦政府出向者で活動し、児童に対する性的搾取に関する通報を「Cyber Tipline」と名づけられたホームページ又は電話で受け付けている。しかし電子メールでは受け付けていない。受付内容は、①児童ポルノ画像の所持・製造・頒布、②性的行為を目的としたオンライン上での児童の誘惑のほか、③児童買春、④児童買春ツアー、⑤児童に対する性的虐待（家族によるもの以外）等の情報も受け付けている。

通報された情報は専門のアナリストが実際にそのサイトを見て確認し、その経験・知識に基づいて違法性を判断している。違法情報は国内のコンテンツであれば地方警察に、国外であれば当該国の警察に連絡するが、法執行機関以外

には連絡していない。

違法画像所持の免責に関しては、連邦政府からの出向者だけでなく、民間も免責となっているが、法律で定められているわけではない。

また ISP 側は児童ポルノ画像を発見した場合、画像を添付した上、NCMEC に通報する義務を負っている。

○ Cyber Tipline の通報受理フォーム

Report Incident - Microsoft Internet Explorer の提供元: 霞が関WANシステム(K-NET)

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り メディア 履歴 メール 印刷 編集

アドレス(A) https://web.cybertip.org/cyberTipII.html

リンク HotMail の無料サービス Microsoft Windows Update Windows インターネットの開始 チャンネル ガイド ベスト Web リンクのカスタマイズ

CyberTipline

Information entered into this form will be forwarded to law enforcement for investigation and review.
To Submit Information on Missing Children Call 1-800-THE-LOST.

Reporting Person Help ↑

Reporting Person

Internet Information

Child Victim

Suspect

Law Enforcement Information

Additional Information

SPONSORED BY Computer Associates

POWERED BY Sun microsystems

Approximate Date and Time of Incident - REQUIRED

Month MM Day DD Year YYYY Hour Hn Min Mn Time Zone

01 01 1900 01 01 AM Atlantic

Type of Incident - REQUIRED

Location of Incident (City & State where incident occurred)

First Name Last Name

Address City

State *#USA Postal Code Country

State *#Not USA E-mail Address

Phone # (xxx-xxx-xxxx) Additional Phone # Time Available for Callback

Relationship to Child

If reporting Child Pornography or Online Enticement of Children for Sexual Acts, please fill in the information below.

Internet Information Help ↑

インターネット

スタート Groupmax Proc... 機能指向 - Inte... Report Incid... 文書 2 - Micros... Wkgrp01 午後 03:39

イ IWF (英国)

a 訪問日時 平成 14 年 9 月 2 日 13:30~16:15

b 面会者 ・ ピーター・ロビンズ氏 (代表)
・ フランク・グレン氏 (ホットラインマネージャー)

c 組織概要

- 設立年月日 ~1996 年 9 月
- 運営形態 ~独立機関
- コスト負担 ~ISP 業界 (政府からの援助はない)
- 年間予算 ~50 万ポンド (約 9 千 5 千万円)
- 人員 ~8 名
- 通報件数 ~11,375 件 (2001 年)

d 活動概要

IWF は、1996 年に ISP 業界の自主規制スキームに基づき設立された。その

立場は法的根拠はないが、警察、政府、司法の間で非公式な合意がある。スタッフは8人で、ホットラインマネージャーとインターネットアナリストで構成されている。

ホットラインの対象としては①児童虐待の画像、②他の違法画像・猥褻画像・性器を露出した画像等の違法ポルノ、③人種差別を含むコンテンツの3種であるが、②,③は英国内のコンテンツのみを対象としている。これらはWEBページ、FAX、E-Mail、電話で受け付けている。

IWFでは、受け付けた違法コンテンツを警察とISPに通報している。但しISPへの通報は、警察の捜査の妨げにならないよう警察に通報した48時間後に通報することになっている。また、IWFでは情報発信元のIPアドレスとサーバ所在地までトレーシングを行い、英国内で発信されたコンテンツに関してはロンドン警視庁に、国外で発信されたものはNCISに通報している。

また、ISP側は、IWFから通報を受けるとその違法コンテンツを削除する法的義務が生じる。

○ IWFの通報受理フォーム

The screenshot shows a web browser window displaying the IWF report form. The browser title is "Hotline - Making a Report Step 2 - Microsoft Internet Explorer". The address bar shows "http://www.iwf.org.uk/perl/report/report.pl". The page header includes the IWF logo and navigation links. The main content area is titled "Making a Report" and shows "STEP 2 Report Details". The form indicates that the user has chosen to report "ADULT MATERIAL" and asks for the web address and a description. A "NEXT STEP" button is visible at the bottom right of the form area.

Hotline - Making a Report Step 2 - Microsoft Internet Explorer の提供元: 霞が関WANシステム(K-NET)

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り メディア 履歴 メール 印刷 編集

アドレス(A) http://www.iwf.org.uk/perl/report/report.pl

リンク HotMailの無料サービス Microsoft Windows Update Windows インターネットの開始 チャンネルガイド ペスト Web リンクのカスタマイズ

Internet Watch Foundation
Combating Child Abuse Images Online

Search [] GO

ABOUT IWF | NEWS | SAFE SURFING | FAQs | CONTACT | FILTERING | LINKS | HOME

ICRA **1711 core remit reports processed in August 2002**

Making a Report

STEP 1 STEP 2 STEP 3

STEP 2 Report Details

You have chosen to report **ADULT MATERIAL** advertised on a WEB SITE.

Please enter the Web address below.

Web Address: []

Description: []

Please provide usernames and passwords where appropriate.

CLICK TO CONTINUE TO STEP 3 **NEXT STEP >**

ページが表示されました

スタート [] Groupmax [] 機能指向 [] Hotline [] 文書 1 - ML Wk.erp01 [] インターネット 午後 03:35

ウ ISPAI (アイルランド)

※ ISPAI の活動を、その監督機関である IAB の副代表からヒアリングしたもの

a 訪問日時 平成 14 年 9 月 4 日 9:30~12:00 (訪問先は IAB のみ)

b 面会者 ・ ジョン・ハスキンス氏 (IAB 副代表)

c 組織概要

- 設立年月日 ~1999 年 12 月
- 運営形態 ~ISP 業界団体の運営
- コスト負担 ~ISP (50%)、EU(50%)
- 年間予算 ~12 万ユーロ (約 1 億 5 千万円)
- 人員 ~ 1 名
- 通報件数 ~ 378 件 (2000 年)

d 活動概要

IAB は、ISP 業界の自主規制を監督するための組織として設立されたもので、ホットラインではない。立場としては政府寄りであり、ISP 業界とは多少の緊張感を有している。また、運営費の全てを ISPAI で賄っている。

ホットライン業務は、ISPAI で行っており、ホットライン担当者は 1 名である。通報受理は WEB ページ、E-Mail、電話、FAX、郵便でも受け付け、その情報はすべて機密情報として扱っている。なお、対象とするコンテンツは児童ポルノである。

違法性判断は、まず ISPAI が明確な定義により振り分けを行っている。ホットラインが違法だと判断した場合、国内発のコンテンツに関しては警察と ISP に同時に通報し、国外コンテンツの場合は、INHOPE メンバーのホットラインや Interpol、米国の NCMEC などに通報している。

ホットラインによる違法画像の所持は、法律上、児童ポルノ犯罪の防止を目的とした善意の行動の一環として、免責とされている。

また、ISP 側はホットラインから違法画像の通報があった場合、それを削除しなければならないが、これは自主規制としての義務である。

○ ISPAI の通報受理フォーム

www.Hotline.ie - Web Reporting Form - Microsoft Internet Explorer の提供元: 霞が関WANシステム(K-NET)

アドレス: https://www.hotline.ie/html02/report.htm

Website Report form

This form accepts a maximum of 4 website references.
For additional websites please submit a separate form.

Note: = Mandatory

Website (URL 1):*	Suspicion:*
http://	MUST SELECT ONE..
Description: (no url's below please!)	

Website (URL 2):	Suspicion:
http://	MUST SELECT ONE..
Description: (no url's below please!)	

Website (URL 3):	Suspicion:
http://	MUST SELECT ONE..
Description: (no url's below please!)	

Website (URL 4):	Suspicion:
http://	MUST SELECT ONE..
Description: (no url's below please!)	

タスクバー: 午後 03:44

エ AFA (フランス)

- a 訪問日時 平成 14 年 9 月 5 日 9 : 30 ~ 12 : 00
- b 面会者
 - ・ ジャン・クリストフ・ル・トカン氏 (代表)
 - ・ マリン・ジャンニオ氏 (副代表)
- c 組織概要
 - 設立年月日 ~1998 年
 - 運営形態 ~ISP 業界団体の運営
 - コスト負担 ~ISP 会員からの会費 (50%) と EU からの助成金 (50%)
 - 年間予算 ~3 万 5 百ユーロ (約 420 万円)
 - 人員 ~2 名
 - 通報件数 ~1,446 件 (2002 年)
- d 活動概要

AFA は、フランスの大手 ISP 業界の自主規制として設立され、INHOPE メンバーのホットラインである。通報の処理手続きとしては、そのコンテンツの発信元を確認し、違法性判断を AFA で第 1 次的に行っている。

なお、違法画像の所持には免責がない。このため、AFA メンバーの ISP においてネット上のコンテンツは削除するが、コンテンツとログデータは少しの間保存するという方式を取っている。これによって ISP が違法とされることはないが、ISP と警察との信頼関係で成り立っていることである。

○ AFA の通報受理フォーム

Pour nous adresser votre signalement

Adressez nous votre message en utilisant le formulaire ci-dessous ou [par mail](#).

! Le formulaire ci-dessous est anonyme, la communication de votre nom et de votre adresse mail est facultative.

Votre nom ou email

Site web
adresse du site http://

Forum de discussion :
nom, adresse,
références techniques...

Courrier électronique
Messages : copie intégrale
du message (y compris
l'en-tête
du message)

Renseignements
complémentaires

オ Jugendschutz.net (ドイツ)

a 訪問日時 平成 14 年 9 月 6 日 9 : 30 ~ 12 : 30

b 面会者 ・ フリードマン・シンドラー氏 (代表)
・ レジーナ・カースバーグ氏 他

c 組織概要

- 設立年月日 ~1999 年
- 運営形態 ~連邦政府設立の公共機関
- コスト負担 ~ドイツ各州 (50%)、EU (50%)
- 年間予算 ~7 万ユーロ (約 850 万円)
- 人員 ~10 名
- 通報件数 ~1,767 件 (2000 年 6 月 ~ 11 月の半年間の数値)

※ 年間予算、人員、通報件数はラインラント・ファルツ州のみの概要

d 活動概要

Jugendschutz.net は、ドイツ各州の青少年担当大臣の提唱によって 1997 年に設立され、ホットライン業務は 1999 年に設立された。ラインラント・プファルツ州のものは、現在ではフルタイムとパートタイマー合わせて 10 人のスタッフで運営されている (ホットライン以外の担当を含む)。扱うコンテンツとしては児童ポルノ、暴力ポルノ、ノーマルポルノ、極右主義、人種差別、悪

趣味などのサイトである。

ドイツでは違法・有害サイトには次の3のレベルがある。

- ① 完全に違法な WEB サイト
- ② 児童と青少年を危険にさらす WEB サイト
～ 児童に対しては違法だが、成人は閲覧してよいもの
- ③ 青少年の発育に負の影響を与える WEB サイト

これらの違法性の判断は、**Jugendschutz.net** で行い、上記①の場合は BKA (ドイツ連邦警察) に通報し、その後 ISP にも通報する。②,③の場合は ISP に通報し、勧告を行っている。なお、違法コンテンツで ISP に通報する場合も、BKA の捜査の妨げにならないように配慮している。なお、国外コンテンツの場合は、当該国が INHOPE メンバーであればそこに通報している。

なお、ISP の義務としては次の3つの種類によって違う

- ① コンテンツプロバイダ
勧告に従う義務がある。
- ② ホストプロバイダ
違法なものについて気がいたら、削除する義務がある。通報を受けたら、知ったことになるため、削除しなければならない。ただし、違法なものについて自ら調査する義務はない。
- ③ アクセスプロバイダ
義務はなく、刑法上の刑罰もない。

○ Jugendschutz.net の通報受理フォーム

The screenshot shows the reporting form on the website <http://www.jugendschutz.net/>. The page is titled "jugendschutz.net" and features a navigation menu on the left with links such as "Wir stellen uns vor", "Hotline", "Rating und Filtering", and "Gewalt(spiele) im Internet". The main content area contains the following fields and instructions:

- Web Site**: A text input field for the website URL. Below it, the instruction reads: "Geben Sie bitte die komplette Webadresse (URL) an, z.B.: <http://www.heise.de/tp/deutsch/inhalt/glosse/11296/1.html>."
- Grund der Beschwerde**: A dropdown menu with the text "Bitte auswählen!". Below it is a large text area for describing the complaint.
- Bereits gemeldet?**: A text input field. Below it, the instruction reads: "Falls Sie sich schon an anderer Stelle über Ihren Fund beschwert haben, geben Sie bitte die Beschwerdestelle und möglichst auch das Datum an."
- Kontakt**: A text input field. Below it, the instruction reads: "Sie können eine Kontaktadresse (z.B. email, tel, fax) hinterlassen, damit wir Ihnen Rückmeldung geben oder nachfragen können."

(3) 外国の警察機関の訪問先

ア NCIS (英国)

- a 訪問日時 平成 14 年 9 月 3 日 10:00~12:30
- b 面会者 ・ ゲール・ケント氏
・ デヴィッド・ロー氏
- c NCIS の概要および活動

NCIS は、犯罪捜査に関して、Interpol や外国の警察機関との情報交換、連絡調整を行う国家の情報機関であり、本来的には警察機関ではない。国内の犯罪捜査に関してはそれぞれの地方警察が行っている。児童ポルノなどの違法コンテンツの通報も、IWF は国内のサーバにホスティングされているものは、NCIS ではなく、まず地方警察であるロンドン警視庁に通報し、そこから管轄の地方警察に通報するというシステムが取られている。NCIS に通報されるのは外国のサーバにホスティングされているものだけである。通報されたコンテンツに対して、NCIS から Interpol 経由で各国の警察に通報されることになる。

なお NCIS にとっても、こうした違法コンテンツの確認には時間がかかるため、NCIS にとって IWF の存在は重要なものと認識し、今後もより緊密な関係を模索しているところとなっている。

イ BKA (ドイツ連邦警察)

- a 訪問日時 平成 14 年 9 月 6 日 14:00~16:00
- b 面会者 ・ リチャード・モーベル氏
・ バーナード・ローズバッハ氏 他
- c BKA の概要および活動

ドイツには各州の地方警察がありそれぞれの州を担当しているが、BKA は犯罪捜査に関し外国警察との情報交換および連絡調整を行っている。担当する事務として児童ポルノの違法コンテンツがあり、Jugendschutz.net との関係も密接なものとなっている。

BKA の取組みはホットラインではないが、自らのホームページに児童ポルノ通報受理フォームを設けており、一般市民からの通報も受け付け、これを端緒に捜査を行うこともある。しかし膨大な事務量の中で、これら一般市民から受け付ける通報は確度が低く、捜査上成功しないことが多いが、Jugendschutz.net からの通報は確度が高く、捜査上も効率的となっているため、Jugendschutz.net の存在は、BKA にとっても重要なものとなっている。

2 外国のホットラインと警察との関係

(1) 米国 (NCMEC と警察との関係)

- WEB での通報受理システム「Cyber Tipline」のデータベースには、FBI、税関局、郵便捜査局の 3 つの機関がアクセスできるようになっている。
- 国内の違法コンテンツの場合は、NCMEC から直接地方警察に通報しているが、国外である場合には、その国の法執行機関に直接連絡している。これは、Interpol 等を通じて行くと、その情報がいくつもの組織を経由した後、当該国